

広島県告示第八百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年十月二十三日までの間、縦覧に供する。

令和七年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
豊田郡大崎上島町木江字都志阿納一四二番一三 地先から 豊田郡大崎上島町木江字都志阿納一四五番六地 先まで	旧	二・九〇〇 ・三〇	二二八・一〇		
	新	一一・六〇〇 一四・三〇	二二八・一〇	拡幅	